

【由布市】境界確認申請の手引について

(1) 申請者

①建設課管理地（市道・里道・水路）に隣接する土地所有者

- 上記土地所有者が法人の場合 ・ ・ ・ 法人の代表者（破産法人の場合は管財人等）
- 上記土地所有者が共有者の場合 ・ ・ ・ 共有者全員かその委任状を受けた代表者
- 上記土地所有者が死亡している場合 ・ ・ ・ 相続人全員かその委任状を受けた代表者

②上記、土地所有者が委任する実務取扱者（土地家屋調査士・測量士・測量士補）でも可。

※土地家屋調査士（土地建物を調査測量し、不動産の表示に関わる登記申請を代理できる）

測量士（主に公共測量において土木工事や地図作成の技術市道を行う専門職）

土地家屋調査士職印証明書（写し）、測量士・測量士補登録証明書（写し）により確認

(2) 立会者

①申請地の立会

申請者（申請地所有者）かその委任を受けた代理人

②隣接地の立会

隣接地の所有者か委任を受けた代理人

③対面地の立会

対面地の所有者かその委任を受けた代理人

上記土地所有者が法人の場合 ・ ・ ・ 法人の代表者かその委任状を受けた社員

上記土地所有者が共有者の場合 ・ ・ ・ 共有者全員かその委任状を受けた代表者

上記土地所有者が死亡している場合 ・ ・ ・ 相続人全員かその委任状を受けた代表者

※立会について共有者や相続人が多数いる場合、誓約書を作成したそのうち一人の代表者によることも可とする。この場合の代表者は現地を実質的に管理していることが必要である。

④自治委員

里道水路については地元地理に明るい自治委員の立会を要する。

建設課では自治委員連絡先は教えられないため、申請者が近隣調査等を行う。

⑤井路組合・土地改良区

井路組合が管理する水路については井路組合の立会を要する。

井路組合が管理しない水路については自治区長の立会を要する。

市では井路組合の管理する流域すべては把握していないため、申請者が近隣調査等を行う。

※立会の省略について

- ・幅員が確保された市道では対面地の立会を省略する（4 mが目安）。
- ・境界確認の実績（前歴）がある場合は市と協議が成立すれば立会を省略することができる。
- ・1点のみ接する場合（点接）は市と協議が成立すれば立会を省略することができる。

（3） 現地立会のチェックポイント

- ・立会時には、法14条地図（国土調査の成果）を復元した点を確認することになる。
- ・越境部分や疑義がある場合は、立会前に市と協議しておくこと。
- ・市道敷については道路法が適用されるため管理境界を定める場合がある。

（4） 必要書類 （2部提出が必要。申請書を立会完了後に渡すので確認書に綴じこむ）

①境界確認申請書

- ・境界確認申請書 ※申請の目的についても記載する
- ・位置図
- ・見取図
- ・字図（14条地図）の写し （法務局、地図精度、転写年月日及び転写者の資格・氏名を記入し押印）
- ・現地写真
- ・申請地の全部事項証明書
- ・住民票（法人の場合、代表者事項証明書）
- ・印鑑登録証明書（申請者のもの）
- ・資格者証の写し（土地家屋調査士職印証明書、測量士・測量士補登録証明書、等）
- ・地積測量図（法務局に参考となる資料が納められている場合）

※境界確認書と申請書については実印が必要（印鑑登録証明添付）その他の委任状や誓約書などについては原則として認印で可とする。

②境界確認書

- ・境界確認書
- ・立会調書（申請地、立会年月日、立会者氏名を記載する）日付毎に作成し、自署の場合押印不要。
- ・実測平面図（座標を記載し、横断面の位置と名称を横断図と一致させること）
- ・横断図・写真（始点・終点・変化点で横断を取る。市と協議すること）
- ・境界確認申請書 ※一緒に綴じこむこと

（５）申請の流れ

- ①境界確認申請書の提出
- ②立会日の調整（AM10 or PM14） ※事前調査期間として申請書提出から２週間程度が必要
- ③境界立会の実施
- ④境界確認書の作成 ※立会や提出書類に問題がなければ１週間程度で作成

書類の提出先及び連絡先
由布市建設課 用地管理係
電話：０９７－５８２－１２７３